

苫小牧市民自治推進会議（令和元年度第1回）会議録

開催日時 令和元年5月30日（木）午後6時30分～午後7時40分
開催場所 苫小牧市役所9階 93会議室
出席委員 栗山会長、小山田副会長、永石委員、伊藤委員、板野委員、梶川委員、伴辺委員、川上委員、坂井委員、二瓶委員
欠席委員 なし
事務局 副市長（福原）、総合政策部長（木村）、協働・男女平等参画室長（宮嶋）、市民自治推進主幹（中村）、協働・男女平等参画室主査（竹中）、協働・男女平等参画室主事（青木）
報道機関 苫小牧民報社
傍聴者 なし

1 開会

○事務局（中村市民自治推進主幹） 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催させていただきます。会議に先立ちまして、委嘱状交付式を行います。それでは、福原副市長から順番に委嘱状を交付させていただきますので、御起立をお願いします。

2 委嘱状交付式

【福原副市長から委員に委嘱状が交付された。】

○事務局（中村市民自治推進主幹） それでは、福原副市長より、御挨拶を申し上げます。

3 市長挨拶

【福原副市長から挨拶があった。】

○事務局（中村市民自治推進主幹） 大変、恐縮ではございますが、福原副市長につきましては、こちらの方で退席させていただきますので、御了承をお願いします。

【福原副市長退席】

4 委員紹介・事務局紹介

○事務局（中村市民自治推進主幹） それでは、委員の紹介をさせていただきたいと思いますが、会議の前に各委員さんから自己紹介をしていただく時間がありますので、こちらの時間では委員の皆様のお名前だけ紹介させていただきたいと思います。

まずは、学識委員3人から紹介させていただきます。

北海道医療勤務環境改善センターの小山田剛（おやまだ つよし）委員です。
苫小牧工業高等専門学校教授の栗山昌樹（くりやま まさき）委員です。
苫小牧駒澤大学国際文化学部准教授の永石啓高（ながいし ひろたか）委員です。

次に、市民活動団体推薦委員4人を紹介させていただきます。
苫小牧市社会福祉協議会から推薦の伊藤康博（いとう やすひろ）委員です。
苫小牧市町内会連合会から推薦の板野勝（いたの まさる）委員です。
苫小牧青年会議所から推薦の梶川弘樹（かじかわ ひろき）委員です。
苫小牧市ボランティア連絡協議会から推薦の伴辺久子（ともべ ひさこ）委員です。

それでは、公募委員3人を紹介させていただきます。
川上啓子（かわかみ けいこ）委員です。
坂井学（さかい まなぶ）委員です。
二瓶奈津香（にへい なつこ）委員です。

続きまして、次に、事務局の紹介をさせていただきます。
総合政策部長の木村です。
総合政策部協働・男女平等参画室長の宮嶋です。
私が、市民自治推進主幹の中村です。
同じく主査の竹中です。
同じく主事の青木です。
どうぞよろしくお願ひします。

5 会長・副会長の選出

○事務局（中村市民自治推進主幹） それでは、会議に先立ちまして、苫小牧市民自治推進会議の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。

本会議につきましては、苫小牧市民自治推進会議規則第3条第1項の規定によりまして、推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることとされております。本来互選が原則となるのでございますけれども、今回は事務局案をお示しをいたしますので、事務局案について、御審議いただきたいと考えておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○事務局（中村市民自治推進主幹） それでは、事務局といたしましては、会長は栗山委員、副会長は小山田委員をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

●板野委員 異議ありません。

○事務局（中村市民自治推進主幹） ありがとうございます。

それでは、会長は栗山委員に、副会長は小山田委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、会長、副会長につきましては、席の移動をお願いしたいと思いますので、前の2つの席の方に移動をお願いしたいと思います。

ここからの進行を栗山会長にお願いしたいと存じます。栗山会長、よろしく願いいたします。

●栗山会長 それでは、令和元年度の第1回市民自治推進会議を開催させていただきます。会長に推薦いただきました栗山と申します。よろしく願いいたします。

初めに、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、私の方から自己紹介をさせていただいて、その後、副会長という順番にさせていただきます。

最初、御紹介いただきましたように、苫小牧高専で教員をやっております。専門科目は環境工学ということで、今年で教員になって12年目、今年度いっぱい定年ということになります。その後、ちょっと再任用になりまして、もう一期は続けさせていただきたいと思っております。

何分、不慣れではありますが、スムーズな議会進行をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●小山田副会長 名簿を見ていただいて、合同会社という新しい会社組織なんですけど、その医業経営科学という会社を作りまして代表をやっています、小山田剛と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初は任期途中からだったものですので、2期半ですかね。足かけ6年目になるのかなというふうに思いますけれども、御縁があって、皆さんと一緒に市民自治推進会議による自治の推進をさせていただいています。

昨日ですね、この会議室におりまして、昨日、今日と苫小牧市さんの係長の方の研修があったと思うのですが、昨日、一日の研修講師は私でございます。実は、地方自治体の研修講師業と、それから医療機関のコンサルティング業を主な仕事としておりますので、これを始めまして、もう18年ぐらいになります。御縁がありまして、また、今回、呼んでいただきましたので、皆さんと一緒に微力ながら務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

●栗山会長 それでは、板野委員、お願いいたします。

●板野委員 皆さん、こんばんは。私の住まいは日吉町でございまして、日吉町の町内会長を拝命しており、また、昨年からは連合会の副会長を拝命しております。

現職は社会保険労務士という仕事をしております、私一人で会議をしながら、そういうことを続けているということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

●栗山会長 次、梶川委員、お願いいたします。

●梶川委員 今年度、苫小牧青年会議所から、今年度は専務理事として役職を仰せつかっております梶川と申します。一応、青年会議所ということなので、青年らしさと、あと、青年経済人として、まちのを見て、御意見がお役に立てればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

●栗山会長 次、二瓶委員、お願いいたします。

●二瓶委員 二瓶奈津香と申します。今は子育て中の母親で、その合間に子供の自然体験を提供するような活動を市民グループでやっております。

2年前に何か新しいことを始めたいなと思って、こちらの公募委員に手を挙げて、2年経験させていただきました。全く何も知らなかったところから、苫小牧市はこういうまちづくりをしているんだなというのがようやく見えてきたところだったので、もう2年お勉強させていただきたいと思い、来させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●栗山会長 ありがとうございます。坂井委員、お願いいたします。

●坂井委員 坂井学と申します。先ほどの梶川さんと一緒なんですけど、私も平成28年まで苫小牧青年会議所にいまして、それで、市のことと申しますか、いろんな活動をさせていただいております。年齢が40歳までで終了ですので、そこで終わらして、その後、昨年度、平成30年の5月からウトナイ町内会の方へ所属させていただきました。町内会の方で、今、いろいろさせていただいております。いろんな町内会の目線だとか、あと、青年会議所さんの考える目線だとか、そういうものも、今までの経験がありますけれども、そういうのもいろいろ踏まえた中で今後の活動に生かしていけたらいいなと考えておりますので、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

●栗山会長 川上委員、お願いいたします。

●川上委員 こんばんは。私が住んでいるのは、澄川西町内会でございます。前に2年間、御縁がありまして、こちらの方でお勉強させていただきました。それで、また御縁がありまして、またお勉強して、町内会にちょっとした意見を、私の本当に少しの意見なんですけど、皆さんの意見を聞きながら勉強させていただいて、町内会とか、連携を少しでもとればなと考えていますので、微力ではありますが、よろしくお願いいたします。

●栗山会長 ありがとうございます。それでは、伴辺委員、お願いします。

●伴辺委員 ボランティア連絡協議会の副会長をやっております伴辺と申します。ボ連といえますと、チャリティーカレンダー即売会、あと、災害の募金が主に、主にではないんですけど、行事はたくさんあるんですけども。去年は本当に、今までは1年に1回でしたけども、去年は西日本豪雨と、本当に、厚真の災害義援金募金というので、2回やりました。今年は本当に災害がないことを祈っております。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

●栗山会長 ありがとうございます。伊藤委員、お願いいたします。

●伊藤委員 社会福祉協議会の伊藤といいます。社会福祉協議会というのは、地味な団体ですけども、今、主なものを話すと、地域の見守り活動をする組織づくりとか、そういうものをお手伝いしたりとか、ふれあいサロンといまして、地域の方の交流の場を作って。なかなか、今、つながりがなくなってきた、そういう地域のつながりを作って、そういった活動をしています。ちょっと一口には説明が難しいんですけども、そういった意味で、地域福祉の視点から、また、私も2期目になりますけども、いろんな意見をお話しできればなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●栗山会長 ありがとうございます。永石委員、お願いします。

●永石委員 永石でございます。大学の方で国際法とか、国際関係論とかいう科目を教えております。地方自治については、ほとんど素人同然でございます。ただし、これから移民、移民といったらあれですね、研修制度というのがありまして、外から多くの方々が見えいただくということになるはずでございますから、それに向けて体制づくりといいですか、まちの方の体制づくり。あるいは、また、それを受け入れながら、再度、来てもらうようなまちづくりというんですかね。先ほど御挨拶にありましたように、活力ある市民社会を構築するんだといったときに、その辺の調整、受け皿というのをいかに作るかというのは、非常に大きな問題であろうというふうに思います。市民の方が楽しみながらこのまちで暮らせるようなまちづくりするというのは、行政としてどういうふうなあり方がいいのかなというのは、皆さんと一緒に考えていきたいというふうに考えております。

私も苦小牧に来てから、平成11年に参りまして、20年近く住むようになりましたけれども、このまま、多分、老後をここで過ごして、こちらで眠るんだろうと思いますので、このまちの行く末については、非常に興味を持っていますので、どうぞ皆さん、よろしくお願ひいたします。

●栗山会長 どうもありがとうございました。

皆様の自己紹介も終わりましたので、会議の方を進めさせていただきたいと思います。

6 会議

(1) 本会議の目的、所掌事項、会議規則等について

(2) 会議及び会議録の取扱いについて

●栗山会長 それでは、お手元の会議次第によりまして、(1)本会議の目的、所掌事項、会議規則等についてと、(2)会議及び会議録の取扱いにつきまして、事務局から一括して説明をお願いいたします。

○事務局（竹中協働・男女平等参画室主査） それでは、私の方から式次第(1)本会議の目的、所掌事項、会議規則等につきましてと、(2)会議及び会議録の取扱いについて御説明させていただきます。

(1)の本会議の目的、所掌事項、会議規則等につきまして、お手元がございます黄色いファイルがあるかと思いますが、こちらに関係する苦小牧市自治基本条例ですとか、苦小牧市市民参加条例などをコピーさせていただいたものがありますので、こちらの備付資料を基に御説明させていただきます。

まずは、備付資料の(8)という附箋を付けている資料を御覧ください。

(8)には、苦小牧市自治基本条例を添付しております。条例の目次の方を見ていただきますと、第8章のところは苦小牧市民自治推進会議というのがございまして、本会議につきましてはこちらの苦小牧市自治基本条例に定められた組織ということになります。つまり、こちらの組織は、この条例の目的をかなえるために組織されたものということになります。まずは、この条例の目的について御説明させていただきますが、この条例の1条を読ませさせていただきます。

「この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。」とありまして、この条例は、市民自治によるまちづくりを推進するために制定した条例ということになります。

この条例にはまちづくりの基本原則というのがあるんですけども、こちらについては、次のページ、第3条を御覧ください。

市民自治によるまちづくりにつきましては、3つの原則に基づいて行うこととしておりまして、1つ目が情報共有の原則、2つ目が市民参加の原則、3つ目が協働の原則ということになります。情報共有の原則といいますのは、市民がまちづくりに参加するに当たり、行政が把握している情報というのが広く市民に公表されていなければ、市民はまちづくりに参加することできないことから、原則としているものです。2つ目の市民参加の原則というのは、市民自治によるまちづくりを進めていく中で、市政運営を行っていく場合における市民の参加というのは、必要不可欠であるということを決めたものになります。3つ目の協働の原則というのは、市民と市とがそれぞれの役割ですとか、責務に応じて、対等な関係で協力するというのを定めたものでございます。この3つの原則に基づいて、市民自治によるまちづくりを行っていくということを決めているのがこちらの条例になります。

市民参加につきましては、市民参加条例という条例を別に定めておりまして、こちらについては、後からまた御説明させていただきます。

この会議の設置規定につきましては、第30条の方を御覧ください。

第30条には、市長の附属機関としてこちらの会議を置くというようなことが定めてあります。附属機関といいますのは、学識経験者の方の専門的な知識ですとか、公募の皆さんですとか、幅広い御意見をいただいて、市政運営に反映させていくというための機関になりまして、法律や条例に設置の根拠を持つものということになります。また、この会議の所掌事項につきましては、2つございまして、1つ目が市長の諮問に応じて、この条例の運用状況ですとか、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について、調査、審議すること。つまり、市長がこの会議に諮問したことについて検討し、答申をするというのが一つの業務です。もう一つが、市長から諮問されたこと以外にも、市民自治によるまちづくりの推進に関して、推進会議として意見を述べることができるということでございます。

また、この会議は、委員10人以内をもって組織するとされており、現在、10人が委員として委嘱されているということになります。また、委員については、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱することになっており、委員の任期は2年でございます。

その他に、推進会議の組織ですとか運営に関して、必要な事項については、規則で定めることとされておりまして、この規則というのが、備付資料の次のページの(9)苦小牧市民自治推進会議規則になります。

この規則の2条を見ていただきたいんですけども、市民自治推進会議の委員は、公募に応じた者、市民活動団体が推薦する者、学識経験者、その他市長が必要と認める者で組織することとなっております。こちらにいる皆さん全員がこちらの要件を満たしているということになります。

また、第4条にはこの会議についての規定がありますが、この推進会議は4項で会議を公開することとしておりまして、傍聴される方が来る場合もあります。本日のようにいらっしやらないこともありますが、開催についてはホームページなどによりお知らせしており、傍聴の方がいらっしやることもあるということになります。

こちらの市民自治推進会議規則についての御説明は、以上ということになります。

次に、次第の(2)の資料になります。クリップで留まった資料があると思うんですけども、こちらについて、まず、クリップを外していただいた方が見やすいかなと思いますので、クリップを外して御覧になっていただければと思います。

この次第(2)会議及び会議録の取扱いについてということで、こちらは事務局からの案を示させていただいております、会議につきましては先ほど御説明したとおり、公開するものとさせていただきます。

次に、委員の名簿につきましては別添の委員名簿のとおりとし、ホームページ等に公開させていただく予定です。資料の2枚目に委員名簿を添付しておりますが、誤り等なければ、この内容で公開させていただくということになります。内容等に誤りがございましたら、会議が終了次第、私の方にお知らせしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会議録につきましては、会議内容の記録についてということで、「会議録は発言をそのまま記載して作成することを原則とする。ただし、必要に応じて、発言の要点をまとめて記載する。」ということにさせていただきたいと思います。

2つ目の発言者の氏名につきましては、「会議録には、発言者氏名を記載させていただく。」、会議内容の公表方法についてにつきましては、「会議録は会議終了後、苫小牧市のホームページで公表する。また、会議録は協働・男女平等参画室の文責である旨を表記する。」という扱いで御提案をさせていただきたいと思います。この内容でよろしいかどうか、御検討の方をよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

●栗山会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明に関しまして、何か御質問等はございますか。

会議録の公表方法についてですけども、御異議又は御意見などございましたらお願いいたします。

●板野委員 異議ありません。

●栗山会長 よろしいでしょうか。それでは、ただ今の議題につきましては異議ないということで、そのようにさせていただきます。

それでは、会議及び会議録の取扱いにつきましては、原案のとおり取り扱いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

(3) 市民自治の取組状況（平成30年度）について

(4) 苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成30年度）について

●栗山会長 それでは、(3)市民自治の取組状況（平成30年度）につきまして、及び(4)苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

○事務局（竹中協働・男女平等参画室主査） それでは、私の方から次第の(3)市民自治の取組状況（平成30年度）について及び(4)苫小牧市市民参加条例の施行のに関する市民からの要望等（平成30年度）について御説明させていただきます。

まず、市民自治の取組状況（平成30年度）につきましては、1ページ目の表書き、別紙1から別紙4までの一連の資料を御確認ください。

こちらの別紙1から別紙4までは、後ほど御説明させていただきますが、その前に市民参加について少し御説明させていただきたいなと思います。

市民参加条例については先ほども触れさせていただいておりますけれども、市民参加条例は市政運営への市民参加についての具体的な手続を保障した条例となっております、政策を決定するときには全部ではないのですけれども、ある一定の基準に基づいて、必ず政策形成手続といわれるこちらにあります審議会等ですとか、市民会議、公聴会、意見交換会等を行う必要がございます。こちらの市民自治推進会議につきましても、審議会等に含まれる組織となります。

また、もう一つ、政策形成手続の他に市民からの意見募集、いわゆるパブリックコメントを行わなければならないこととしておりまして、これは市が作成して公表した政策等につきまして、市民が書面で意見を提出する手続ということになります。市は、市民から寄せられた意見に対して、市の考え方ですとか、それをどう政策に反映するかということ公表することとなっております。パブリックコメントは、審議会に諮って議論をするような政策形成手続を経てから、実施するという流れとなっております。

それでは、今、御説明したそれぞれの手続がどのように実施されたのかについて、政策形成手続から別紙1により説明させていただきたいと思うんですけれども、別紙1にありますとおり、こちらの政策形成手続、すなわち審議会等により手続を実施した事案は、昨年の平成30年度は15件ございました。こちらは平成29年度が22件ございましたので、前年よりは多少少ないということになるんですけれども、こちらは審議する案件が少なかったということによるものでございます。

表の説明をさせていただきます。まず、「政策形成手続等を実施した対象案件の名称」ですが、政策形成手続はその政策ごとに行う手続であり、その案件ごとに、どのように審議会や説明会などを実施したのかということに記載しております。次に、「実施区分」ですが、どのような法的規定に基づいて、この政策形成手続を実施したのかを記載しています。これには、市民参加条例の規定に基づいて実施したものと、市民参加条例による実施は義務付けられないものの、任意に市民参加手続に準じて行ったものがございます。また、その横に、「政策形成手続等の種類」という欄では、その案件をどのような審議会や説明会などにおいて議論、説明をしたのかについて記載しております。

次に、一番右の欄になるんですけれども、①、②、③、④ということで、①がその政策形成手続、審議会等を行いますということとどのように周知したのかということ、②でそれが傍聴、市民の方が自由に聴きに来ることができる体制を整えていたのかどうかということ、③で会議録等の作成方法、④でその会議録の公表方法を記載しております。詳しい内容は御覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、別紙2を御覧ください。こちらは、市民からの意見募集ということでパブリックコメントを行った実績となっております。別紙2の最終ページを見ていただくと、整理番号が15ということになっておりまして、1年で15件のパブリックコメントが行われたものでございます。こちらは前年の平成29年度が22件ということになりますので、それよりは少ないということになります。こちらにつきましても表の見方を御説明しますが、先ほどと同様に意見を募集した対象案件の名称、どのような案件についてパブリックコメントを実施したのかということに記載しております。

次に、「実施区分」については、主なものとしては市民参加条例に基づいて実施したものと、行政手続条例に基づいて実施したものがございます。行政手続条例によるものについては、主に規則の改正の際に行われるパブリックコメントです。行政手続条例によりパブ

リックコメントを実施することもあることから、市民参加条例だけではなく、行政手続条例に基づくものも記載しております。その他に、これら条例によるパブリックコメントの実施の義務付けがない場合であっても、パブリックコメントを行うことはできることから、先ほどの政策形成手続と同様に、任意で実施パブリックコメントというのもございます。

次に、「実施期間、意見提出件数」については、パブリックコメントで意見を募集した期間について記載しているんですけども、こちらの期間は必ず30日以上とらなくてはならないということになっておりますので、全て30日以上の間をとっております。また、意見提出の件数ですが、0件のものもあります、第2次苫小牧市都市計画マスタープランでは3件ですとか、市民からの関心が高いものについては意見提出の件数も多くなる傾向がございます。

最後に、この一番右の欄につきまして、①、②、③とありますが、①につきましては、この意見募集をどのように周知したのかということになっておりまして、ホームページですとか、市役所だよりですとか、広報とまこまいですとか、どういう方法であらかじめ市民にお知らせをしたのかということに記載しています。②の事前周知につきましては、パブリックコメントを開始するよりも前の段階で、パブリックコメントをいつから実施する予定であるかをホームページにより公表したのかどうかについて記載しています。①については、実際にパブリックコメントが開始されてからのお知らせの方法になるんですけども、②につきましては、それよりも前に、事前にパブリックコメントを実施することをお知らせしているかについて記載しております。③につきましては、パブリックコメントに関する一連の資料の設置場所について記載しております。パブリックコメントは書面で皆さんに御意見を求める手続になりますので、その書面をどこに置いたのか、また、ホームページでダウンロードできるようにしたのかということについて記載しております。

次に、別紙3の協働事業についてですが、協働事業といいますのは、市民、この市民というのは、普段、私たちが市民というときには、市に住んでいる一人一人のことももちろんそうなんです、苫小牧市にある企業ですとか、団体といったものも含めて自治基本条例では市民という言葉を使っております。ですので、協働についても、市と市民、企業や団体なども含んだものですね。それが協力して事業を行った実績をこちらに記載させていただいております。協働は自治基本条例におけるまちづくりの基本原則の一つでもあります。この協働の一つの類型として、①の共催については22件となっております。これについては前年度22件ということですので、横並びということになるんですけども、例年実施しておりますものが13件。単年度限り、1年1年ごとに実施している、1年で終わりというものが9件ございます。共催というのがどういうものかということにつきましては、要は、1つの事業について、市と団体とが一緒に事業を行うというようなイメージでお考えいただければいいのかなと思います。

次、6ページに進んでいただいて、紙でいうと3枚目になるんですけども、②の実行委員会・協議会等という記載がございます。こちらにつきましては、18件ということになっておりまして、前年も18件ということになりますので、前年と変わらずの件数ということになります。こちらの実行委員会・協議会等といいますのは、市民と市とが資金や人を出し合って、実行委員会ですとか、協議会とか新たな組織を作って、その組織により事業を行っていくというようなものになります。こちらにつきましては、例年実施しているものが16件、単年度、1年で終わりというものが2件ございました。

次の③その他（事業協力）ですが、①の共催や②の実行委員会・協議会のいずれの形態にも当てはまらないけれども、市民と市とがお互いの特性を生かし、一定期間、継続的な関係で協力して事業を行う形態について、ここに記載させていただいております。こちらについては、平成30年度は27件ありまして、平成29年度が25件になりますので、

2件多かったということになります。こちらにつきましては、例年行っている例年実施の事業が24件ございまして、1年で終わる単年度実施のものが3件ということになっております。

資料を進んで見ていただきますが、④後援を御覧ください。後援といいますのは、市民が行っている事業について、市が外部的に支援し、後援者として名を連ねることです。後援により社会的信頼が高まることや、市民の理解や関心が促進されることが期待されているものです。

ポスターなどでも、「後援 苫小牧市」といったことが書かれていることもあるかと思うんですけども、こちらにつきましては、372件ということになっておりまして、29年が321件ですので、多少多かったということになります。

次に、別紙4を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、平成31年4月1日現在における審議会等の設置状況や平成30年度の審議会等の開催状況について集計し、一覧表としているものでございます。こちらの表について御説明させていただきますが、1行の項目が長くて片面では記載できなかったことから、一つの審議会の掲載項目については、表面と裏面の2ページに渡って記載しておりますので、御了承ください。例えば整理番号1番の民生委員推薦会というのがあるんですけども、この中で、1年間で何回開催されたのかですとか、所管部署だとか、いろんなこと書かれておりまして、次のページの裏面にも同じように民生委員推薦会についての説明が記載されている形になります。それぞれ2か所に記載していますので、よろしく願いいたします。

附属機関につきましては、平成30年度に42機関ございまして、こちらにつきましては平成29年度が41機関でした。具体的には、委員が480人いらっしゃいまして、そのうち公募の方というのが52人ということで、10.8%の方が公募委員ということになっております。また、男女比につきましては、男性71.5%、女性28.5%ということで、今、男女平等参画社会の実現に向けて、女性の参画はどんどん進んでいるんですけども、現状としては、30%弱の女性委員の就任の状況ということでございます。

次に、その他の機関ということで一覧表に入れさせていただいているんですけども、こちらについては附属機関ではないんですけども、市の政策について市民を交えて考えていく組織について記載しております。こちらにつきましては32機関ございまして、前年度と同数でございます。

また、附属機関の設置数の1増、その他の機関の設置数の増減なしにつきましては、いずれも、新設や廃止があった後の数でございますので、例えば附属機関ですと3ページのところの一番下にある、附属機関の1ページ目の次をめくっていただいて、一番下のところになるんですけども、そこにあります苫小牧市市史編さん審議会というのは、平成30年度に新たに設置された機関になります。

また、その他の機関のところの1ページ目でございます、整理番号8の公共サービス民間提案制度審査委員会ですとか、苫小牧市窓口サービス課（仮称）窓口等業務委託事業者選定委員会についても、単年度ごとに設置されているものとして加えているものもございます。

以上で別紙1から別紙4までの御説明は終わらせていただきます。

次に、苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成30年度）についてという1枚の資料を御用意させていただいているんですけども、こちらにつきましては、苫小牧市市民参加条例の第19条の方を御覧いただきたいと思ひまして、備付資料の10番を開いていただければと思います。

こちらは苫小牧市市民参加条例の条文となりますが、こちらの19条をご覧ください。第19条では、市民からの要望等ということで、「第19条 市は、この条例の施行に関し

て市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表するものとする。」と規定しております。この条例に基づいて、市は、この市民参加条例の各種手続について、市民から要望があった場合、その内容を公表してありまして、集計等を行っておりますので、御報告させていただくものです。

調査内容につきましては、市民参加条例の施行に関する市民からの要望等の状況ということで、各課からどのような要望を寄せられているかについて調査を行い、また、当室に直接寄せられた要望などについても取りまとめておりますが、平成30年度については特に要望がなかったということでございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

●栗山会長 ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何か御質問、御意見等ございますか。

●永石委員 ちょっとよろしいでしょうか。

●栗山会長 はい。

●永石委員 これ、別紙の関係なのですけれども、いろんな情報の公表というんですかね。これはホームページとか、ネットで流す。今はネット社会ですから、そういう伝達手段としてホームページとか、そういうのを利用なさっているということなんですけど、他の審議会でも、ほとんどそういうふうなことなんですけど、最近の若者たちというのは、私もそうかも分かりませんが、自分が余り関与したくないもの、どうでもいいようなものについては、ほとんど見ないというような傾向が。だから排除するというような傾向があるのかなというふうなことを考えますとね、他に方法がないのかも分かりませんが、伝達方法をちょっとやっぱり考えていかないと。何か見ても傍聴者0人であるとか、要望がなしとかというようなことが多いものですから、その辺、何かうまい方法がないかな。余り電子情報に頼り過ぎるのは、ちょっと意見をすくい上げることができないんじゃないのかなという気がしておるんですけれども、御検討、お願いしたいなと思うんですけど。

○事務局（竹中協働・男女平等参画室主査） それについては、私たちも苦慮しているところでして、例えば広報とまこまいについては全戸に配らせていただいていますし、市役所だよりによって新聞に掲載させていただいたりもしているんですけれども、読者層というのは、やっぱりちょっと偏りが出てしまうということがあり得るのかなと思っておりまして。どうしても、今、どんどん増えているということになると、インターネットのフェイスブックとかLINEですとか、そういうものについては出てきているのかなと思うんですけれども、それ以外のところですよ。

○永石委員 実際どうですか、反応。インターネット、フェイスブックうんぬんの反応はどうですか。

●事務局（竹中協働・男女平等参画室主査） それについてはまだ行っていないので、これからということになるのだと思います。課によっては、「審議会を行います。」「説明会を行います。」ということで発信はしているんですけれども、それが必須ということにはなっていないために、一部で行われているだけなのかなということと、あと、関係団体につきましては、これ以外に興味のある団体とかはあるかと思っておりますので、そちらについて

は、直接、こういうことを行っていますということで御案内するよにということで、各部署に周知させていただいております。

○永石委員 仲間同士のネット通信といいますかね、コミュニケーションは非常に密なんだと思うんです。ところが、それ以外の情報については、ほとんど関心を示さないというのが今の若者たちといいますか。お年寄り「機械が」という問題もあるでしょうから、どちらかという、紙媒体。これは無駄が多いのかも分かりませんが、コストもかかるし、配布方法というの、いろいろ考えていかなきゃならないということはあるんですが。

関心がある方は、正にネットも見るし、ましてや紙媒体、昔あった回覧板みたいな形で。要は情報を共有しながら、世話役みたいなところがそこに回ってきて、意見集約するというようなこともあったりするのかなと思いますと、その辺の情報政策のあり方というのは、ちょっとインターネットというのに頼り過ぎるのは、意見を、サイレントマジョリティーの意見がなかなか入ってこないんじゃないのかなという気がしているんですけど。

非常に便利なツールなんですけど、携帯のメールというのは便利なツールなんですけど、その利用の仕方は、限られた人間関係の中では頻りに活性化するんですけども、それ以外のものについてはほとんど知らない。知らなければ参加する人もないし、責任も負わないしということだと思えますよね。だから、関心ある団体がね。

これは非常に危険なんですけど、活動的な団体が広めていくというようなことも一つないと広がらないだろうし、正に、この情報伝達のまとめ役みたいなものが何か育成できないかなと思ったりするんですけどね。

○事務局（中村市民自治推進主幹） 分かりました。貴重な御意見として受けとめさせていただきますと思います。

市民参加手続の手法ということ以上にですね、その、「市側が情報をどのように発信して、どのように届けていくのか。」というのは、これは、私どもの抱えている手続以外にも、当然に、その、「どういうふうな情報を」ということは、全市のにもそれは課題になっているものと私どもも認識をしております。

それで、当然、「デジタル媒体だけに限らず。」というようなお話もありますので、どのようなやり方がよいのかというのは、しっかり市政、私ども市政を、市長の命を受けて執行している立場でございますので、その部分はですね、しっかりと受けとめてですね、どのような対策を採っていけるのかということも含めて、しっかりと研究していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●栗山会長 他にございますか。よろしいでしょうか。

(5) 民間企業等との連携協定（企業とのパートナーシップ）の締結状況（平成30年度）について

●栗山会長 それでは、会議次第の(5)民間企業等との連携協定（企業とのパートナーシップ）の締結状況（平成30年度）について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（竹中協働・男女平等参画室主査） 民間企業等との連携協定（企業とのパートナーシップ）の締結状況（平成30年度）についてということで、御説明させていただきます

ます。

こちらにつきましては、今年度から新たに御報告させていただくものということになります。この連携協定というものについて、まず、御説明させていただきたいと思うんですけども、連携協定といいますのは、企業や民間の団体、大学など、各種の団体と行政とがお互いが持つノウハウですとか資源を生かして役割分担を行うことによって、長期的にまちづくりに関して協力していくという取組になります。協定を締結する際には、書面により協力事項の確認を行います。また、連携協定には包括連携協定と個別連携協定の二つがございます、資料の別紙1にまとめているものと別紙2にまとめているものがあるんですけども、別紙1の方には包括連携協定ということでもとめさせていただいております。この包括連携協定というの、まちづくりですとか、福祉、環境、防災だとか、いろいろな分野について、包括的な内容について協定を締結するものです。別紙2の個別連携協定につきましては、1事業ごとに協定を締結するものになります。

まず、別紙1を御覧ください。現在、本市では6件の包括連携協定を結んでおります。こちら1番から裏面の6番まであるのですけれども、最近ですと日本郵便株式会社苫小牧市内郵便局、また、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと包括連携協定を結んでおります。

平成30年度に締結した包括連携協定の事例を御紹介しますが、セブン-イレブン・ジャパン様との連携におきましては、現在、セブン-イレブン店舗に観光や市政に関する情報を発信するための情報ラックを設置しておりまして、苫小牧の観光パンフレットを入れて情報発信をするという活動を行っています。また、苫小牧市内の郵便局さんについては、郵便局業務において、各地域にバイクだとか車だとかで配達を行っているのですけれども、その配達する中で、道路の陥没箇所などのように危険な状況などがあったときに、御連絡していただくというような活動などに御協力いただいております。

包括連携協定については、いろいろな分野にわたっており、これからいろいろな活動を行っていく予定ではあるのですけれども、この2つの包括連携協定については、まだ、連携協定を締結したばかりですので、今後、活動を広げていき、大きな活動につながっていくものと思っております。1から4までの包括連携協定につきましては、平成26年以後に締結された比較的に新しいものです。包括連携協定が締結されるようになったのは最近のことになります。包括連携協定の締結については、協働・男女平等参画室が協定締結までの窓口となり各課との調整を行います、協定の主要となる分野が明らかな場合には、その分野を所掌する担当課が中心となって協定の締結を進める場合もあります。

次に、別紙2を御覧いただければと思うのですけれども、こちらについては包括連携協定とは異なり、一つの分野ごとに結んだ個別連携協定について記載させていただいております。こちらにつきましては234団体と235件の協定を現在締結しております。

内容を見ていただくと、かなり多岐にわたっていることが分かるのですけれども、防災ですとか福祉ですとか、様々な協定を結んでいるということになります。今後、増えている状況がございますので、徐々に市と民間企業等との協定による取組が進んでいるところであるのですけれども、今後も適切に協力関係を築ける団体と連携協定を締結し、市政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上が連携協定についての御説明になりますが、資料後半の縦書きの表があるのですけれども、こちらについて御説明させていただきます。

こちらの表については、同一の種類協定について多くの事業者等と締結をしているもの等について、別途、記載しているものになります。例えば災害時の協力に関する協定締結企業・団体等と書かれている別紙については、個別連携協定の整理番号1番についての締結企業の詳細となります。また、一番最後のページですけれども、北海道における雇用

創出・若者定着に係る協定締結企業・団体等のページを御覧ください。こちらは一つの表にまとまっていて行に分かれてはいないのですが、こちらについては17社協定であり、協定書を見ますと、一つの協定書に全ての団体のサインが入っているようなものというようになっていて、その団体の全てが協力し合って、この活動を行っていくことを定めた内容になります。

説明は以上です。

●栗山会長 ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、次の議題に進ませていただきます。

(6) その他

●栗山会長 それでは、(6)その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（竹中協働・男女平等参画室主査） (6)その他につきまして、次回の開催日についてなんですけれども、現在、未定ということになっております。日程が決まり次第、御連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

また、備付資料につきましては、置いていっていただいても、お持ちいただいても構いませんが、お持ちいただいた場合は、次回の会議に持ってきていただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

●栗山会長 ありがとうございます。

それでは、何か委員の皆様から御質問あるいは御意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

7 閉会